

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
030010	NPOバンクによる生活困窮者及びNPO法人等の起業・運営支援への貸付規制の緩和	貸金業法第13条の2	貸金業者は、個人顧客の借入残高(貸金業者からの借入れに限る)が年収の3分の1を超えている場合、新規の貸付けを禁止	NPOバンクが生活困窮者及びNPO法人等の起業・運営支援等に貸付を行う場合、借り手の年収の1/3以内要件を適用除外する。	<p>現行の貸金業法では、NPOバンクは指定情報信用機関への加入が強制される上、借り手の借入残高を融資前に確認して年収の1/3を超える融資を行ってはならないこととされている。</p> <p>このため、NPOバンク(貸金業法上の「特定非営利融資法人」)が一定の生活困窮者及びNPO等の起業・運営支援等に融資する際には、当該総量規制を適用除外する。</p> <p>提案理由: 貸金業法の総量規制は、本来、営利の貸金業者が、借主が返済困難な融資を行わないように設けられたものであり、低所得の借主やNPO等の起業・運営を行う者等に低利融資するNPOバンクの融資上限額を設けることにより、借入れそのものが困難となるおそれがあるため。</p>	B-1	Ⅲ	NPOバンクが実施している「生活困窮者向けの貸付け」や「特定非営利活動として行われる貸付け」などについて、一定の要件を満たす場合は、総量規制の適用除外とすることを検討する。	市民で創るヨコハマ若者応援特区	0030140	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	金融庁
030020	NPOバンクによる低利子配当を条件とする出資募集	金融商品取引法第2条第2項第5号、第8項第7号、第29条	金融商品取引法上、いわゆるファンドが出資者へ配当を行うことは禁止されていない。 集団投資スキーム持分の募集等を行う者は、第二種金融商品取引業の登録を受ける必要がある。 契約等において、出資額を上回る配当の分配等を禁止している場合は、集団投資スキーム持分の定義の適用除外となる。	NPOバンクが低利子配当を条件とする出資募集を可能とする。	<p>NPOバンクが、配当を全く行わない場合だけでなく、低利子の配当を行う場合にも、金融商品取引法の各種規制を適用除外とする。</p> <p>提案理由: NPOバンクは現在、出資額への配当を行わないものとして、金融商品取引法の規制が適用除外されている。しかし、NPOバンクは非営利目的の組織であって、同法で想定している規制対象(営利・高金利)とは異なるため、低利子の配当を行うことを条件とした出資募集を可能とすることを通じて出資者の理解を得やすい環境をつくる。</p>	C	I・II	<p>金融商品取引法上、いわゆるファンドが出資者へ配当を行うことは禁止されていない。</p> <p>NPOバンクが、契約等において出資額を上回る配当の分配等を禁止している場合は、金銭的収益を期待していないことから、「投資性」がないまたは小さいとして、集団投資スキーム持分の定義から適用除外されているが、こうした要件を満たさないファンドについては、投資家保護のため、その持分の募集等を行う者は、第二種金融商品取引業の登録(1,000万円の最低資本金等の業規制・説明義務等の行為規制)を受ける必要がある。</p> <p>上記適用除外の要件を緩和して、第二種金融商品取引業の登録を不要とすることは、投資家保護が損なわれるおそれがあることから対応することは困難である。</p>	市民で創るヨコハマ若者応援特区	0030150	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	金融庁